

# 土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定について

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 19:00 ~ 19:10 | 1. 職員紹介                       |
| 19:10 ~ 19:25 | 2. 土砂災害防止法の概要 (DVD上映)         |
| 19:25 ~ 19:40 | 3. 土砂災害防止法の概要 (パワーポイント)       |
| 19:40 ~       | 4. 質疑                         |
|               | 5. 今回の指定範囲を示した<br>航空写真(紙)の提示等 |

# 1 土砂災害の説明

# 土砂災害とは？

急傾斜地の崩壊  
(がけ崩れ)



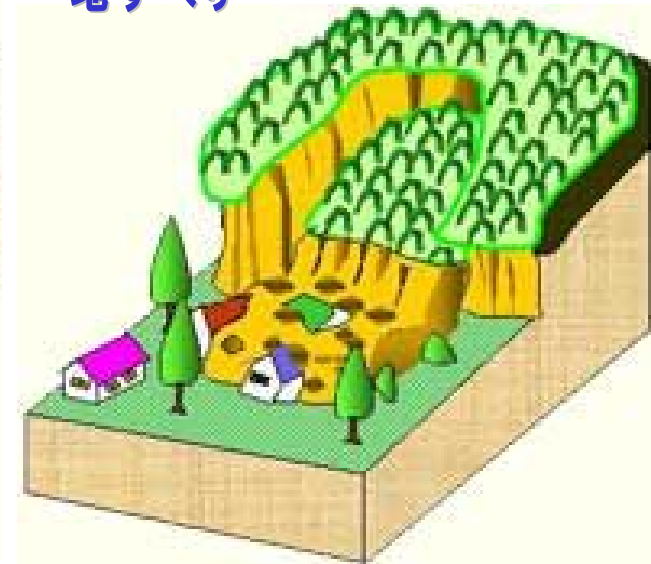
雨や雪解け水などが崖の中にしみ込んで、突然崩れ落ちるのが**がけ崩れ**です。地震で起こることもあります。

土石流



山や谷の土、砂、石などが、梅雨の長雨や台風の大雨による水と一緒に、ものすごい勢いで流れてくるものを**土石流**といいます。

地すべり



大雨が降り続くと地下に水がたくさんしみ込み、水を通しにくい粘土層の上に水がたくさん溜まります。するとその力に持ち上げられて粘土層をさかいに上の地面がゆっくりと動き出します。これを**地すべり**といいます。

**近年、台風や集中豪雨での  
土砂災害が発生している。**

**台風や集中豪雨は**

**いつ、どこで起こるか分からない。  
近年、経験したことがない、想定  
外の災害が発生している。**

# 平成21年7月 集中豪雨 (山口県)



平成21年7月21日 山口県防府市の土砂災害(特別養護老人ホーム) 7名死亡

# 平成23年9月 台風12号(和歌山県)



平成23年9月4日 和歌山県田辺市の台風12号による土砂災害 死者・行方不明者100人以上  
台風災害としては、平成で災厄の台風となった。

# 平成23年9月 台風12号(和歌山県)



平成23年9月20日 和歌山県田辺市熊野地区の土砂ダムが満水状態となっている。

## 2 土砂災害防止法の説明



# 土砂災害防止法の目的

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、

- ① 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにする。
- ② 当該区域における警戒避難体制の整備を図る。
- ③ 一定の開発行為を制限する。
- ④ 建築物の構造規制をする。

こと等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

※重要 本法により施設整備(ハード対策)を実施するのではない。ハード対策は砂防三法により従来どおり実施していく。

# 従来の砂防3法と土砂災害防止法

土砂災害防止法は災害の原因地に着目したものでなく被害を受ける区域に着目したこと

従来の砂防3法

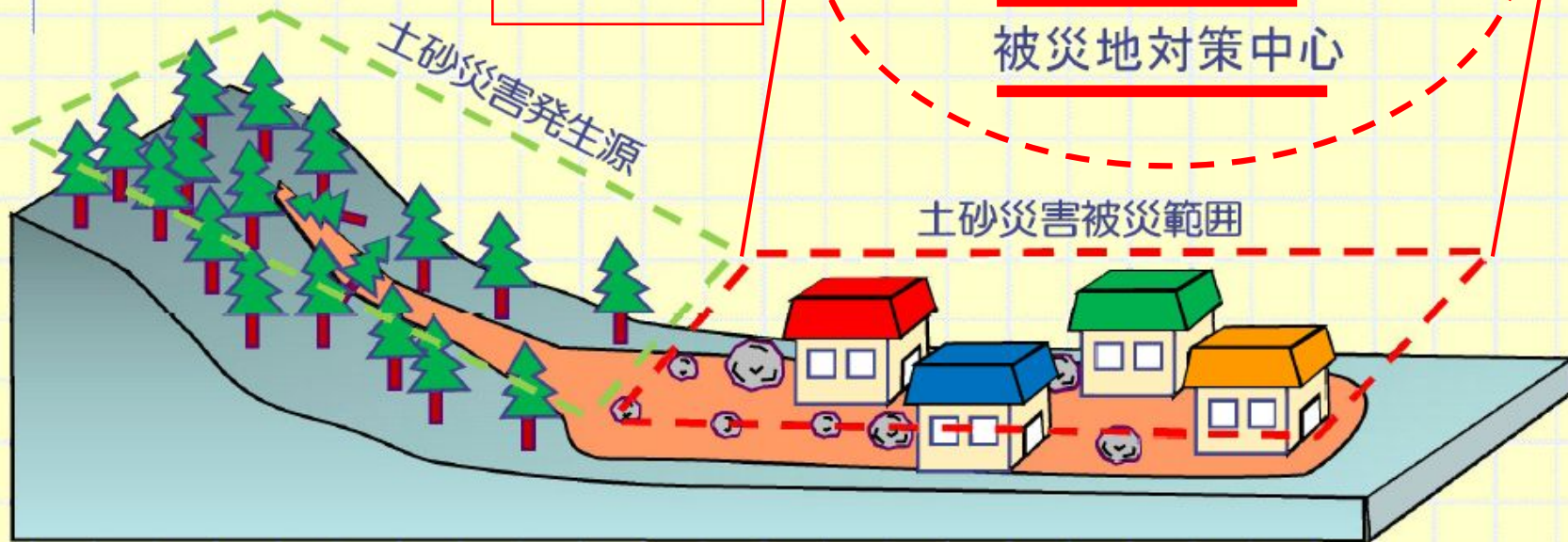
ハード対策中心

原因地対策中心

土砂災害防止法

ソフト対策中心

被災地対策中心



# 土砂災害防止法の区域とは？

専門的な調査(基礎調査)の実施して  
2種類の区域を指定する。

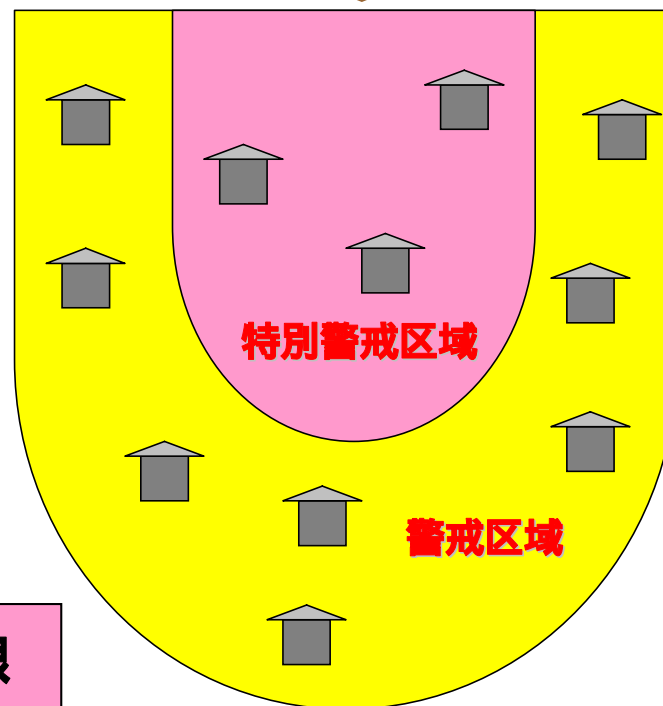
警戒区域の指定  
イエローゾーン  
(土砂災害のおそれ)

特別警戒区域の指定  
レッドゾーン  
(建物が破壊され、住民に  
大きな被害が生じる)

警戒避難体制の  
整備

特定の開発行為の制限  
建築物の構造規制  
建築物の移転勧告

- ・急傾斜地の崩壊
- ・土石流
- ・地滑り



警戒区域と特別警戒区域のイメージ

# 警戒区域（イエローゾーン）に指定されると・・・

## 【法第7条】(平成17年7月改正)

### ① 地域防災計画への記載

土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を規定する。

- ・情報の収集、伝達
- ・予報又は警報の発令及び伝達
- ・避難、救助 等

### ② 特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の利用者の円滑な警戒避難

円滑な警戒避難が行われるために警戒避難体制を規程する。

- ・災害情報の伝達方法
- ・予報又は警報の発令及び伝達 等

### ③ 印刷物の配布その他の必要な措置

警戒区域に対する警戒避難について周知するためのハザードマップの作成

- ・災害情報
- ・避難場所 等

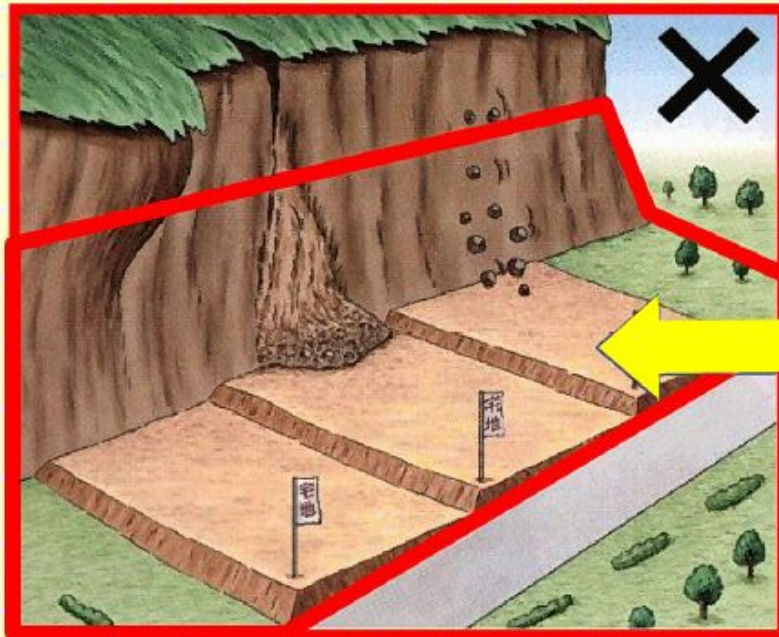
# 特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると・・・

## ① 特定開発行為の制限

### 「制限用途」

- ・ 他人のための住宅
- ・ 社会福祉施設
- ・ 学校及び医療施設 等

の建築物を建築するために行う  
開発行為（盛土・切土等）に  
は知事の許可が必要。

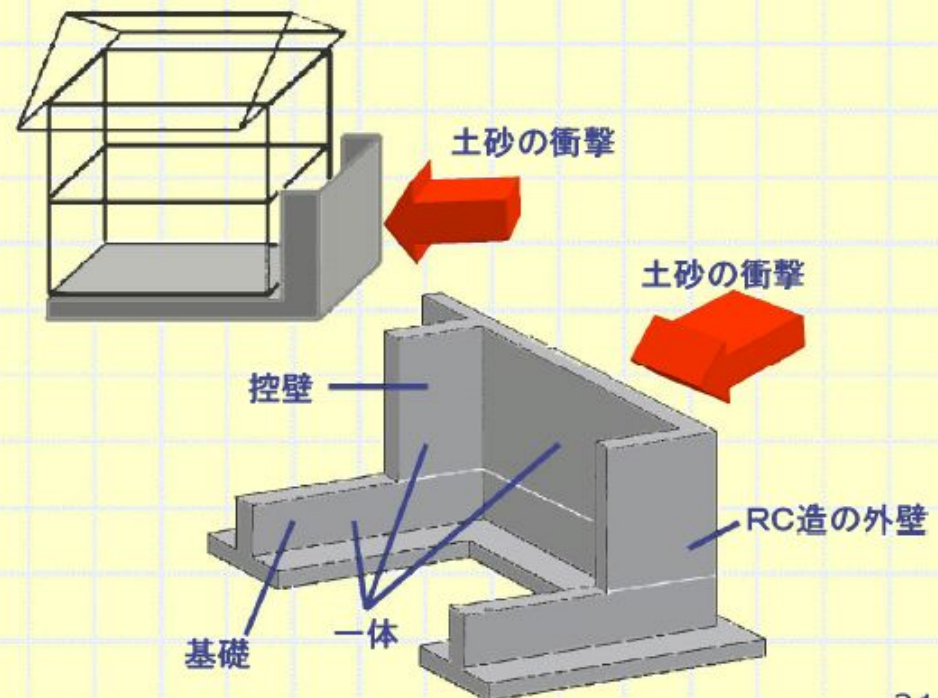
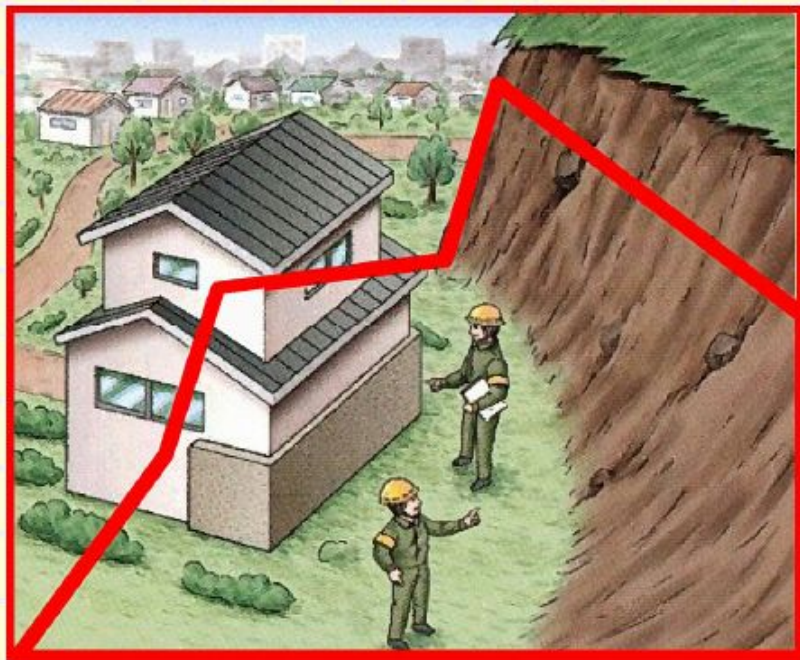


土砂災害危険箇所への立地  
抑制を目的  
→（開発会社等への規制）

# 特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると・・・

## ②建築物の構造規制

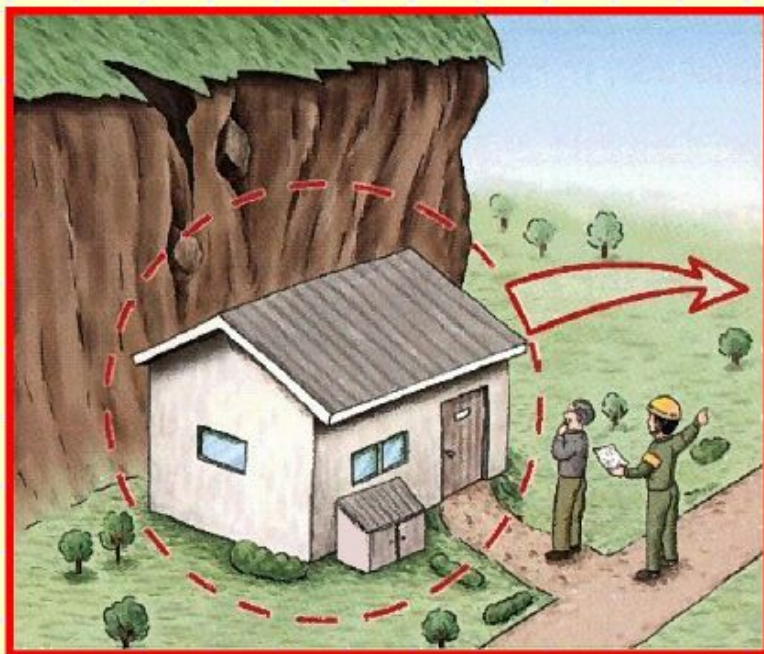
- ・ 居室を有する建築物は建築許可が必要である。
- ・ 作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全なものでなければならない。  
※ 新築及び増改築時のみ適用される。



# 特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると・・・

## ③建築物の移転等の勧告

土砂災害が発生した場合にその居住者、利用者等の生命に著しい危険が生じると認められる建築物について、所有者及び管理者等に対し、当該建築物の移転等の勧告ができる。

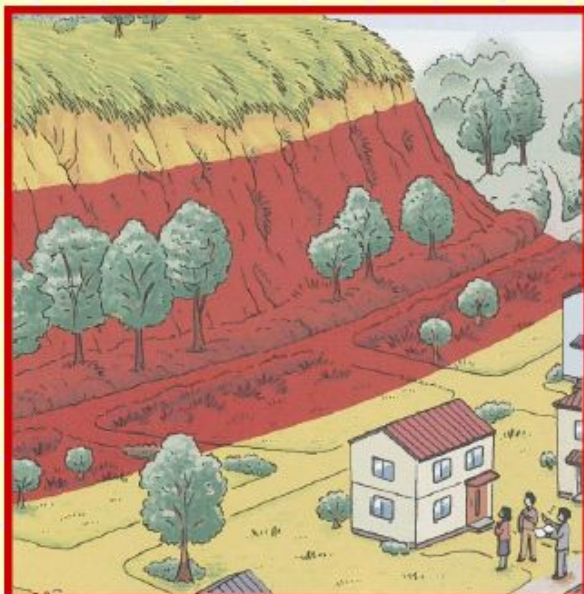


### <移転支援>

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業の補助
- ・住宅金融支援機構の融資

## 重要事項説明について

- ① 土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結はできない。
- ② 宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり特定の開発行為の許可、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について重要事項説明を行うことが義務づけられている。

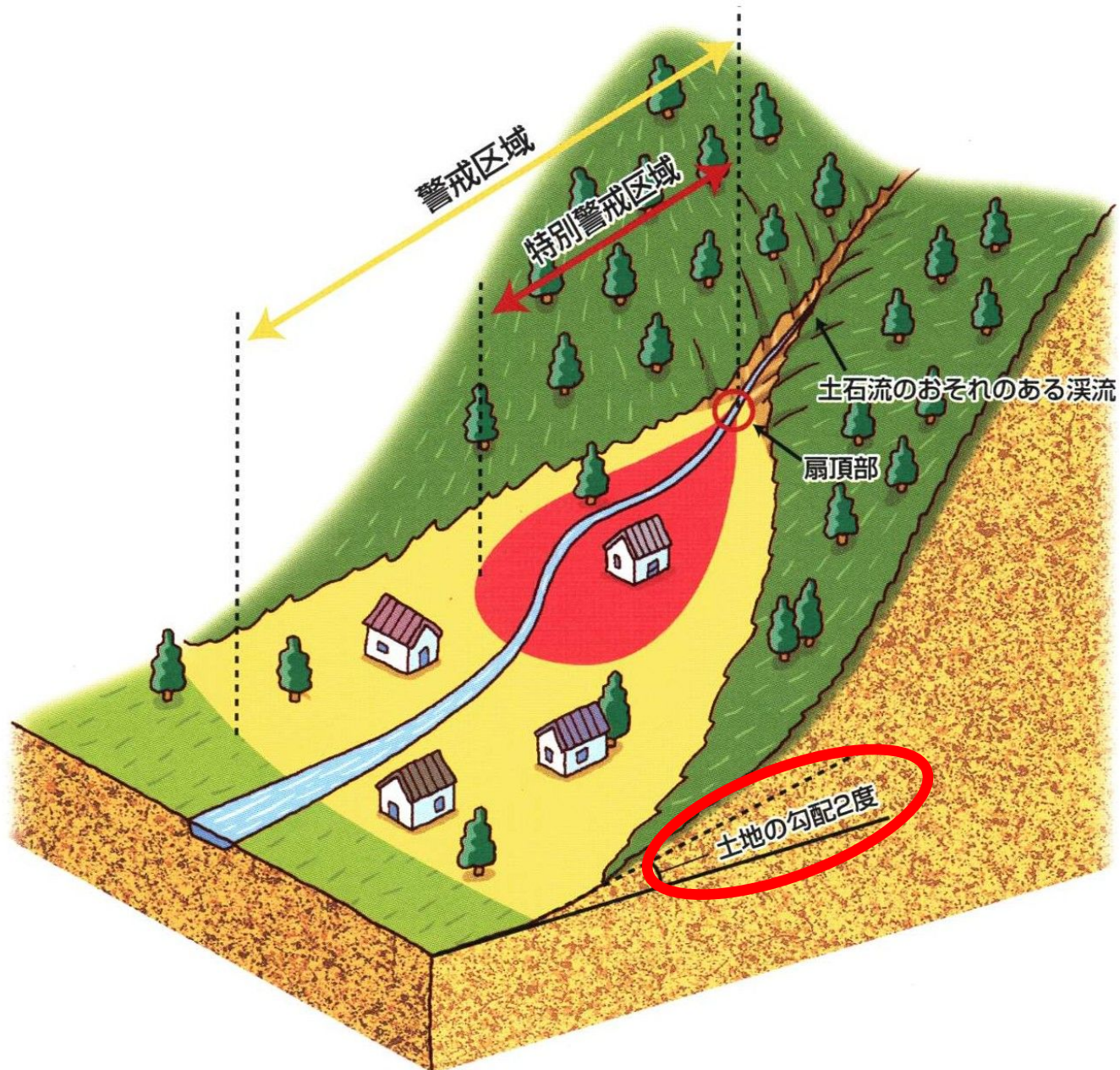


この土地は急傾斜地の崩壊の危険性があるため、土砂災害特別警戒区域に指定されています。



# 3 土砂災害区域の設定

# 土石流の区域設定手法



# 3 熊本県における 基礎調査の進め方

# 基礎調査の基本方針

## 基礎調査の実施箇所の優先順位

本県の基礎調査・指定は、国土交通省告示第1119号(平成13年7月9日)に示された指針により以下の評価項目により優先順位を設定して実施する。

< 評価項目 >

### ・危険度

災害発生の有無、施設整備状況

### ・開発動向

人家戸数の増減、宅地開発の動向

### ・災害発生時の影響

保全対象人家戸数、保全対象災害時要援護者施設数

# 4 熊本県における 危険箇所数及び指定状況

# 熊本県の危険箇所(土石流、急傾斜、地すべり)

## 土石流危険渓流

県内 3,920 渓流  
阿蘇管内 374 渓流

●: 土石流危険渓流

## 急傾斜地崩壊危険箇所

県内 9,463 箇所  
阿蘇管内 556 箇所

## 地すべり危険箇所

県内 107 箇所  
阿蘇管内 5 箇所

0 5 10 20 30 km

# 全国・熊本県・阿蘇地域振興局の指定状況

(2011/3/31現在) 単位:箇所

発生種別	全国			熊本県		
	土砂災害危険箇所	指定区域	うち特別警戒区域	土砂災害危険箇所	指定区域	うち特別警戒区域
土石流	183,863	81,093	34,069	3,920	1,076	831
急傾斜地の崩壊	330,156	136,489	69,198	9,463	1,371	1,358
地すべり	11,288	2,321	1	107	0	0
計	525,307	219,903	103,268	13,490	<u>2,447</u>	2,189

42%

18%

発生種別	阿蘇地域振興局			
	土砂災害危険箇所	指定区域	うち特別警戒区域	指定区域の市町村内訳
土石流	374	118	97	<u>阿蘇市39、小国町59、高森町20</u>
急傾斜地の崩壊	556	79	79	<u>小国町79</u>
地すべり	5	0	0	
計	935	<u>197</u>	176	

21%

# 阿蘇地域振興局の指定状況

H17.12	阿蘇市一の宮町古城	22	溪流
H18.02	阿蘇市的石	17	溪流
H20.03	高森町高森・上色見	20	溪流
H20.07	小国町杖立・はげの湯	52	溪流
H23.03	小国町西里・北里	7	溪流

(急傾斜) 79箇所

3市町村にて197溪流・箇所を指定済み

準備中 阿蘇市黒川・宮地(仙酔峡周辺) 57溪流

H23.10 南小国町満願寺 14溪流 91箇所 住民説明

H23.10 南阿蘇村久木野 31溪流 住民説明



基礎調査の実施

◎県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

住民説明会

◎調査結果、指定による効果等をご説明します。

県から市町村へ指定についての意見照会

◎指定に際し、知事が関係市町村長に意見照会することが義務付けられています。

市町村長から県へ意見照会に対する回答

◎市町村長は、関係住民からの意見を反映して、区域指定に関する回答を行ないます。

土砂災害警戒区域等の公示

◎熊本県公報に告示します。土砂災害特別警戒区域内では、右頁に挙げるように、一定の行為に知事の許可となります。

指定関係図書は、熊本県土木部砂防課、〇〇地域振興局、〇〇市役所で縦覧します。

警戒避難体制の整備

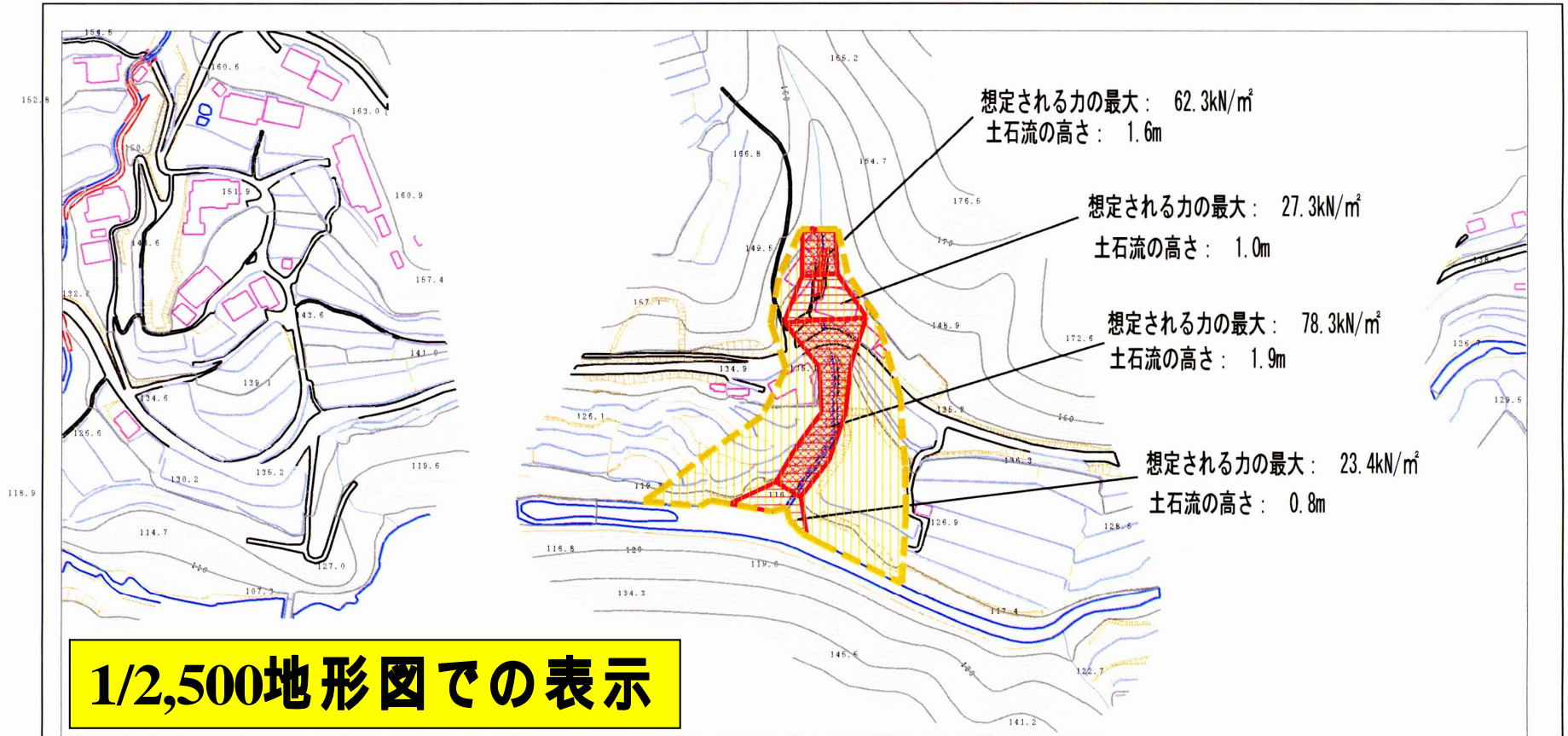
◎関係市町村は、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を行います。

関係住民への周知及び一般への公表

◎土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定を周知するため、市町村の広報誌やホームページなどを用いて一般へ公表します。

# 公示図書の例

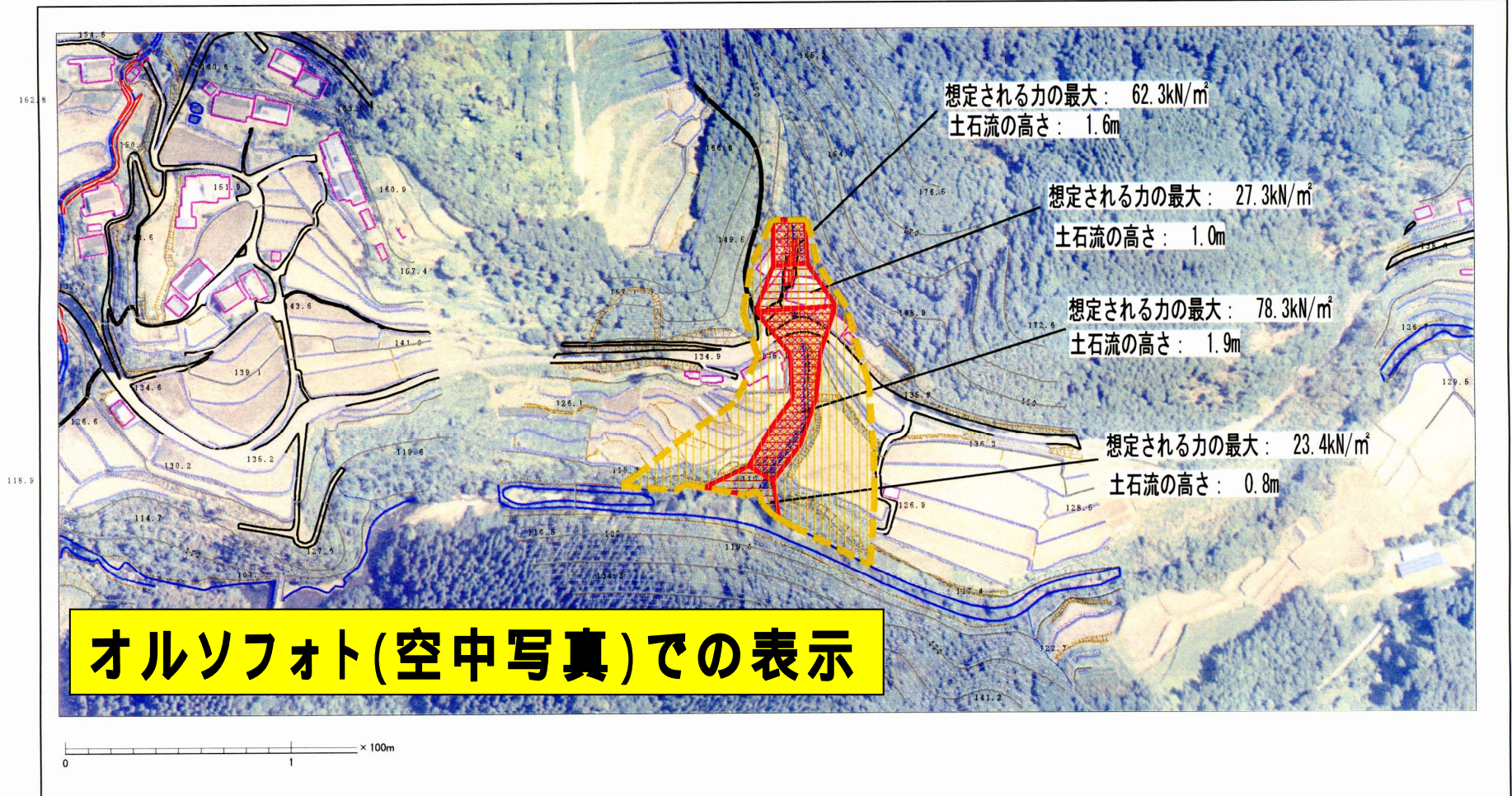
## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



様式-2(土) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	土石流	溪流番号	205-2-009
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	123456789	溪流名	権現川
	その他の区域			告示年月日	平成〇年×月△日	所在地	水俣市 宝川内

# 公示図書の例

## 参考資料 (その3)



**オルソフォト(空中写真)での表示**

参考資料	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	土石流	溪流番号	205-2-009
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	123456789	溪流名	権現川
	その他の区域			告示年月日	平成〇年×月△日	所在地	水俣市 宝川内

今後は、長陽地区全域と、中松三区の一部、第八駐在区の一部を現地調査し、図面等ができ次第住民説明会をします。  
その後、白水地区全域の現地調査をして、住民説明会をします。

南阿蘇村だけの指定ではありません。  
土砂災害防止法に基づき日本全国未指定部分を指定していきます。

#### 問い合わせ先

熊本県土木部砂防課	096-383-1111
熊本土木事務所	096-367-1111
阿蘇地域振興局土木部	0967-22-1111

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。